

令和8年3月八峰町議会定例会会議録（第1日）

令和8年2月27日（金曜日）

議事日程第1号

令和8年2月27日（金曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第3号 専決処分事項の報告について
令和7年度八峰町一般会計補正予算（第11号）
- 第5 議案第4号 専決処分事項の報告について
令和7年度八峰町一般会計補正予算（第12号）
- 第6 議案第5号 八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第6号 八峰町営住宅設置条例等の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第7号 八峰町農林漁業体験交流施設条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第8号 八峰町特定地区公園条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第9号 八峰町ハタハタ館条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第10号 八峰町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第11号 八峰町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について
- 第13 議案第12号 八峰町総合計画の策定に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 第14 議案第13号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 第15 議案第14号 八峰町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 第16 議案第15号 八峰町総合計画基本構想の策定について
- 第17 議案第16号 工事請負変更契約の締結について
（旧塙川小学校解体工事）

- 第18 議案第17号 工事請負変更契約の締結について
(農地・農業用施設災害復旧事業 石黒水路復旧工)
- 第19 議案第18号 工事請負変更契約の締結について
(農地・農業用施設災害復旧工事 塙(家ノ下～二ノ倉))
- 第20 議案第19号 第工事請負変更契約の締結について
(農地・農業用施設災害復旧工事 塙(強坂塚～苗吉))
- 第21 議案第20号 令和7年度八峰町一般会計補正予算(第13号)
- 第22 議案第21号 令和7年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)
- 第23 議案第22号 令和7年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算(第1号)
- 第24 発議第1号 予算特別委員会の設置について
- 第25 予算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について
- 第26 議案第23号 令和8年度八峰町一般会計予算
- 第27 議案第24号 令和8年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 第28 議案第25号 令和8年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算
- 第29 議案第26号 令和8年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算
- 第30 議案第27号 令和8年度八峰町沢目財産区特別会計予算
- 第31 議案第28号 令和8年度八峰町営診療所特別会計予算
- 第32 議案第29号 令和8年度八峰町簡易水道事業会計予算
- 第33 議案第30号 令和8年度八峰町下水道事業会計予算
- 第34 議案第31号 八峰町教育委員会委員の任命について
- 第35 議案第32号 八峰町沢目財産区管理委員の選任について
- 第36 陳情第1号 「「最低賃金」の改正と中小企業・小規模事業所支援の拡充を国に求める意見書」の採択を求める陳情書

出席議員(11人)

1番 笠原吉範	2番 伊藤一人	3番 奈良聡子
4番 芦崎達美	6番 菊地薫	7番 腰山良悦
8番 見上政子	9番 須藤正人	10番 門脇直樹
11番 山本優人	12番 皆川鉄也	

欠席議員（1人）

5番 水木 壽保

説明のため出席した者

町長	堀内 満也	副町長	田村 正
総務課長	岡本 勇人	財政課長	堀内 敬文
企画政策課長	高杉 泰治	建設課長	浅田 善孝
防災町民課長	工藤 善美	農林水産課長	堀内 和人
商工観光課長	成田 拓也	税務会計課長	今井 利宏
福祉保健課長	菊地 俊平	教育次長	山本 節雄
学校教育課長	山本 望	生涯学習課長	鈴木 美由紀
農業委員会事務局長	内山 直光		

議会事務局職員出席者

議会事務局長	石上 義久	議会事務局庶務係長	須藤 佳奈子
--------	-------	-----------	--------

午前10時00分 開 会

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

傍聴者の皆さんには、朝早くからさよなら議会の方を傍聴いただき、ありがとうございました。よろしくお願いたします。

それでは、これより令和8年3月八峰町議会定例会を開会します。

5番水木壽保君から、入院治療のため欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、4番芦崎達美君、6番菊地 薫君、7番腰山良悦君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めていますので、その結果について議会運営委員会副委員長よりご報告願います。見上議会運営委員会副委員長。

○議会運営委員会副委員長（見上政子さん） おはようございます。議会運営委員会副委員長の見上です。

委員長に代わってご報告申し上げます。

当委員会では、2月20日、議長立ち会いのもとに議会運営委員会を開催し、2月3日付けで議長から諮問のあった令和8年3月八峰町議会定例会の議事日程、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から3月13日までの15日間とし、日程等については、皆さんにお配りした日程表及び議事日程表のとおり決定しました。

なお、本会議上程及び付託中の陳情について、採択となった場合は意見書の提出が必要となることから、議会最終日に発議を日程に追加することに決定いたしました。

また、一般質問の割り振りにつきましては、3月2日の締め切りの後、議会運営委員会を開催し決定しますので、ご報告いたします。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会副委員長の報告のとおり、本日から3月13日までの15日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月13日までの15日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので朗読は省略させていただきます。

堀内町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せ発言を許します。堀内町長。

○町長（堀内満也君） おはようございます。

本日、令和8年3月八峰町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様にはご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

提出諸議案の説明に先立ち、12月定例会後の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

はじめに、今冬における雪害等についてであります。

本町では、2月14日時点の累加降雪量が402cmを超えるなど、今冬は過去最大規模の降雪量となっております。

このため、町では2月3日に災害対策連絡部を設置し、雪害への対応に当たってきたところではありますが、これまでに、屋根からの雪下ろしなど、作業中による人的被害が3件あったほか、建物被害については、住家3件、非住家4件、パイプハウス等農業施設においては、37棟が全壊又は半壊等の被害が確認されております。

被害に遭われました皆様に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

また、この降雪により車両通行に影響が出ないよう道路の除排雪作業を行ってまいりましたが、除雪関係予算が不足する見込みとなったことから、必要経費を追加する補正予算を1月26日と2月16日にそれぞれ専決処分したところでもあります。

今後も、気象状況に注視しつつ、適切な道路の除排雪等を実施するとともに、屋根の雪下ろしに対する注意喚起を行うなど、町民生活に支障がないよう努めてまいります。

次に、1月4日に開催しました八峰町消防出初め式についてであります。

今年は、式典に先立ち、沢目駅前において、消防団員124名と消防車両15台による分列行進が披露され、八峰町文化ホールにおいて行われた式典では、長年にわたって消防活動に尽力された団員の方々の表彰を行うとともに、全員で今年の無火災を誓ったところでもあります。

次に、1月9日に開催しました八峰町交通指導隊出隊式についてであります。

本町は、昨年の秋田県飲酒運転等居住別実態調査において、酒気帯び運転違反件数が1件となり、県内25市町村中7位の結果でありました。

前年の23位からは大きく伸びておりますが、この結果に満足することなく、引き続き、「飲酒運転の撲滅」や「交通死亡事故ゼロ」の継続に向けた取り組みを強化してまいります。

次に、女性活躍推進事業についてであります。

1月18日に、日本赤十字東北看護大学の及川真一氏を講師に迎え、「とも家事」講座を開催いたしました。当日は、「普段から役立つ防災クッキング」と題して、耐熱ポリ袋を使った簡単な湯煎調理を学び、仕事をしながら子育てをする上で、家庭やパートナーと家事や育児を分担・協力することの大切さに理解を深めました。

また、2月19日には、社会保険労務士の高橋一貴氏を講師に迎え、「フレックスより柔らかく」と題して講演会を開催し、人手不足が深刻化する今こそ、「お互い様」で

支え合う職場環境が大切であることを学んだところであります。

次に、八峰町総合計画についてであります。

町では、これまで八峰町総合振興計画を策定し、将来像の実現に向けた総合的かつ計画的なまちづくりを進めてまいりましたが、現行の計画が今年度において最終年となることから、新たな総合計画の策定に着手いたしました。

策定に当たっては、町内の産業界をはじめ、農林漁業や教育、金融、子育て世代など、幅広い分野や世代の代表者、17名に対し委員の委嘱状を交付するとともに、計画の年度内策定への協力をお願いいたしました。

また、委員長には、住民代表の秋田武英氏を選出し、3回の審議会を経てまとめた計画書は、2月26日に委員長から答申書として提出していただいております。

委員の皆様には、ご多用中にもかかわらず、総合計画の策定にご尽力を賜り、深く感謝を申し上げます。

次に、再エネ海域利用法に基づく協議会についてであります。

2月25日、再エネ海域利用法に基づき、6回目となる「秋田県八峰町及び能代市沖における協議会」が開催され、意見交換を行いました。

事業者からは、昨年協議会以降の進捗状況について、地域振興策と漁業共生策の検討状況や漁業影響調査の実施状況等が報告されたほか、経済産業省からは、昨年夏の第1ラウンドの3海域の事業撤退を受け検討が進められている、新たな公募制度や既存事業の環境整備について考え方が示されました。

また、陸上設備工事の着工時期が延期となっていることについては、事業者から、工事工程を見直しつつ、事業の完遂に向け、引き続き鋭意取り組んでいるとの報告があり、私からも本事業の着実な実施を改めてお願いしたところであります。

次に、地域観光魅力向上事業についてであります。

町では、観光庁の補助を受け、高付加価値かつ持続可能な体験型・滞在型観光商品の造成に取り組んできておりますが、本事業は、地域食材を活用した新たな食メニューの開発や、バンガロー村のリノベーション、ジュニアボランティアガイドの育成など、食と体験、宿泊の充実を目指してまいりました。

食メニュー開発では、東京ステーションホテルの石原総料理長並びに佐藤副料理長からご協力をいただき、5つの新メニューが完成したほか、旅行商品の造成については、町内外の観光業や農林水産業事業者、宿泊や旅行業など幅広い関係者からのご意見をも

とに、八峰町ならではの地域色の高い体験モニターツアーを実施し、参加者からは大変好評であったことから、今後は、さらに内容を充実させた競争力のあるツアー商品の販売に向け、関係者と連携して取り組んでまいります。

次に、令和8年産米の「生産の目安」についてであります。

県では、政府の備蓄用米の買い戻しや買い入れが行われる可能性があり、需給動向や在庫量が予想しにくいと判断し、県全体の面積換算で1,560ha増やす目安を、今年の12月に各市町村に通知しております。

このため、町農業再生協議会としましては、1月20日の総会において、八峰町の「生産の目安」を面積換算で33ha増の1,111haに決定しております。

今後、国や県、農協等の関係機関と情報の共有を行い、町内農家への適切な営農の支援に努めてまいります。

次に、教育関係について申し上げます。

はじめに、八峰町総合教育会議についてであります。

1月14日に八峰町総合教育会議を開催し、学校等再編検討委員会からの答申を踏まえ、小学校の統合時期等について協議いたしました。

小学校2校の統合につきましては、答申でも令和12年度までのできるだけ早い時期に統合するべきとなっており、協議の結果、統合小学校は2年後の令和10年4月1日開校を目指すこと、統合小学校は答申のとおり、現在の峰浜小学校を活用することいたしました。

また、統合に向けましては、小学校統合協議会を新年度の早い時期に設置することとし、校名や校歌、校章、教育目標、特色ある学校づくりに関すること、通学手段などについて協議していただく予定としております。

八峰町の未来を担う子どもたちが、よりよい教育環境のもと学校生活を送れるよう、保護者や地域住民の皆様へ情報提供を行いながら、小学校統合に向けた協議を進めてまいります。

次に、八峰町スポーツ文化栄誉賞についてであります。

今年度のスポーツ文化栄誉賞の受賞者数は、町長賞が3名、1団体、教育委員会賞が23名、2団体、小中学生奨励賞が2名、合わせて個人28名と3団体でありました。

特に今年度は、児童生徒だけでなく、一般の方の受賞もあり、大変喜ばしいことでもあります。

受賞された皆様には、心からお祝い申し上げますとともに、今後の更なるご活躍を期待いたします。

次に、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第3号、専決処分事項の報告については、令和7年度八峰町一般会計補正予算（第11号）の専決処分報告であり、既定額に4,087万6,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を75億1,421万6,000円とするものであり、除雪費の追加であります。

議案第4号、専決処分事項の報告については、令和7年度八峰町一般会計補正予算（第12号）の専決処分報告であり、既定額に2,630万円を追加して、歳入歳出予算の総額を75億4,051万6,000円とするものであり、除雪費の追加であります。

議案第5号、八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定については、道路法施行令の改正に伴い、道路占用料を改定するため、条例改正しようとするものであります。

議案第6号、八峰町営住宅設置条例等の一部を改正する条例制定については、町営住宅の一部を廃止し、地域活性化住宅に組み入れることについて、条例改正しようとするものであります。

議案第7号、八峰町農林漁業体験交流施設条例の一部を改正する条例制定については、本館地区ソバ打ち体験館の使用料を改定するため、条例改正しようとするものであります。

議案第8号、八峰町特定地区公園条例の一部を改正する条例制定については、ポンポコ山公園バンガローの使用料を改定するため、条例改正しようとするものであります。

議案第9号、八峰町ハタハタ館条例の一部を改正する条例制定については、トレーニングルームの使用料を新たに規定するため、条例改正しようとするものであります。

議案第10号、八峰町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例制定については、令和7年度までとしている保育料の無料化について、期間を延長するため、条例改正しようとするものであります。

議案第11号、八峰町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定については、令和8年度から実施する特定乳児等通園支援事業について、子ども・子育て支援法の規定に基づき、運営に関する基準を定めるため、条例制定しようとするものであります。

議案第12号、八峰町総合計画の策定に伴う関係条例の整理に関する条例制定につい

ては、「八峰町総合振興計画」を「八峰町総合計画」に改称することについて、関係条例を一括改正しようとするものであります。

議案第13号、秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更については、構成団体の脱退及び加入に伴う組合規約の一部変更について、地方自治法の規定に基づき、議会の承認を求めるものであります。

議案第14号、八峰町過疎地域持続的発展計画の策定については、現行の計画が令和7年度で終了することに伴い、新たな計画を策定することについて、過疎法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第15号、八峰町総合計画基本構想については、第3次八峰町総合計画基本構想について、条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第16号、工事請負変更契約の締結については、旧塙川小学校解体工事の変更契約締結について、議会の議決を求めるものであります。

議案第17号、工事請負変更契約の締結については、農地・農業用施設災害復旧事業石黒水路復旧工の変更契約締結について、議会の議決を求めるものであります。

議案第18号、工事請負変更契約の締結については、農地・農業用施設災害復旧工事塙（家ノ下～二ノ倉）の変更契約締結について、議会の議決を求めるものであります。

議案第19号、工事請負変更契約の締結については、農地・農業用施設災害復旧工事塙（強坂堺～苗吉）の変更契約締結について、議会の議決を求めるものであります。

議案第20号、令和7年度八峰町一般会計補正予算（第13号）は、既定額に2,785万9,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を75億6,837万5,000円とするもので、主な歳出は、繰越事業の追加のほか、実績見込みに基づく歳入歳出の補正であります。

議案第21号、令和7年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、既定額に59万7,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を13億9,814万6,000円とするもので、内容は、保険給付費の追加であります。

議案第22号、令和7年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第1号）は、既定額から178万5,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を1,529万円とするもので、実績見込みに基づく歳入歳出の補正であります。

議案第23号、令和8年度八峰町一般会計予算は、新年度当初予算案であります。

議案第24号、令和8年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算から議案第28号、令和8年度八峰町営診療所特別会計予算までの5議案は、各特別会計当初予算案であり

ます。

議案第29号、令和8年度八峰町簡易水道事業会計予算及び議案第30号、令和8年度八峰町下水道事業会計予算は、各事業会計当初予算案であります。

議案第31号、八峰町教育委員会委員の任命については、教育委員会委員に奈良麻子氏を任命することについて、議会の同意を求めるものであります。

議案第32号、八峰町沢目財産区管理委員の選任については、沢目財産区管理委員に柴田正高氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

以上、本定例会でご審議いただく議案は30議案であります。

詳細につきましては各議案の提案の際にご説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、令和8年度の予算編成方針とその主な施策について申し上げます。

昨年は、物価高による家計の経済負担が大きく、特に食料品の値上がりが際立ちましたが、町では、国の重点支援地方創生交付金を活用した累次の補正予算を措置し、生活者や事業者支援の対応に当たってまいりました。

加えて、秋田県内をはじめ、全国的にクマの出没とその人身被害が急増した1年でもありました。

幸いにも、町内では緊急銃猟の実施や人身被害はなかったものの、自衛隊からのクマ被害対策防止活動の支援を頂き、76頭のクマを捕獲したところであります。

町の最重要課題である人口減少への対策が求められる中、足元の物価高対策やクマ対応も加わり、自治体が抱える課題はますます複雑化・多様化する傾向にあり、予測が困難な時代を職員一丸となって切り拓いていくことが求められております。

町には財政運営上の課題として、収支不足による財政調整基金の取り崩しの常態化があります。

このため、当初予算編成方針は、昨年度に引き続き、財政健全化を最重点事項として予算を編成することとしました。

昨年実施した国勢調査の確報値は今後発表されるものの、9月末時点の住民基本台帳上の人口は5,962人で、国勢調査による人口は6,000人割れが確実な情勢となっており、人口減少による地域経済の衰退を食い止め、持続可能な地域をつくる重要性が増しております。

財政健全化に取り組みつつ、人口減少を抑制し、誰もが安心して暮らせるよう、重点

施策として、基幹産業である農林水産業の振興、地域資源を活用した観光の振興、子育てをしやすい環境を整えるための子育て支援の充実に取り組んでまいります。

また、昨年1月、埼玉県八潮市で発生した下水道管破損による道路陥没は、高度経済成長期に整備された社会インフラの老朽化の深刻さがあらわとなりました。

町においても、上下水道のみならず、道路、橋梁などの土木施設の長寿命化や、社会教育施設などの公共施設の集約化などに、長期的な視点で取り組んでまいります。

一般会計当初予算案の総額は、61億4,200万円であり、前年度と比較しますと、4億6,700万円の減となっております。

財政健全化の取組として、財政調整基金繰入金は1億4,000万円とし、前年度と比較しますと、4,000万円の減としたほか、町債残高の増加と金利上昇による財政負担が懸念されるため、町債を合併後で最低となる3億1,410万円としております。

今後も人件費の増加や金利の上昇など、厳しい財政状況が続くものと考えており、会計年度任用職員人件費や公債費の削減に努めるほか、公共施設の集約化、スクールバスの直営化に向け、引き続き取り組んでまいります。

次に、主な施策について申し上げます。

はじめに、企画政策関係についてであります。

定住・移住関連事業については、首都圏等での移住相談会を行うとともに、国の地方創生推進交付金事業により「移住支援金事業」を県との共同事業として実施するほか、地域おこし協力隊の委託料を計上し、若者等の定住及び地域の活性化を促進してまいります。

地域公共交通対策については、引き続き「町内巡回バス及びデマンド型乗合有償運送事業」を実施し、交通弱者の利便性の向上を図ってまいります。

次に、福祉保健関係について申し上げます。

障がい者福祉については、障がい者の共生社会の実現や自立支援等のため、第4次障害者計画の後期計画を策定してまいります。

健康推進については、令和7年度末策定の「第3次健康はっぼう21」を軸とした集団健診や各種保健事業、幅広い世代への健康事業や自殺予防対策等を実施し、町民の心身の健康増進に努めてまいります。

予防事業については、定期・任意予防接種を着実に実施するとともに、新型インフルエンザ発生時に適切な対応を行うべく、新型インフルエンザ等対策行動計画を策定して

まいります。

子育て支援については、母子保健機能と児童福祉機能を併せ持つ「八峰町こども家庭センター」を設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的な相談支援を行い、新たに里帰り出産や周産期医療、不妊治療への交通費助成などの支援を拡充してまいります。

次に、農林水産関係について申し上げます。

町の農業振興の発展のため、農業コンシェルジュに引き続き委託を行い、農業関連やイベント情報の発信を行うとともに、生薬関連商品、産直施設、おらほの館やぶりこの販売促進を行い、農業振興を図ってまいります。

また、収益力強化に取り組む3つの農業法人に対し、国の「産地生産基盤パワーアップ事業」を活用し、高性能機械導入を支援してまいります。

鳥獣被害対策については、昨年多数出没したクマ対策に重点を置き、緊急駆除活動費や捕獲奨励金の増額、緩衝帯の整備などを行うほか、サルやイノシシの追い上げや捕獲活動を引き続き行ってまいります。

林業振興については、国の補助事業を活用し行われる下刈り等の個人負担金の一部助成について、補助率を引き上げ、更なる活用を推進してまいります。

次に、商工観光関係について申し上げます。

町内の経済及び雇用情勢は、物価高騰の影響等から未だ厳しい状況下であり、より一層の就業支援とスキルアップを図るため、「雇用創出活動支援事業」や「資格取得支援事業」等を継続実施するほか、地域の人材不足対策として、新たに外国人材を雇用する事業者に対して支援してまいります。

また、海産物や農産物等の魅力ある地域資源を活用した新商品の開発や販売促進、生産性向上に向けた設備導入等に対する補助金により、町内事業者を支援してまいります。

交流人口の増加による地域活性化と観光振興の促進については、町内で実施される観光イベントへ補助するほか、大館能代空港の利用促進を図るため、航空券購入費の一部を助成してまいります。

本町の白神観光の一つである留山散策路については、秋田県森づくり税を活用して木道の改修工事を行い、利用者の安全と利便性の向上を図ってまいります。

ハタハタ館及び御所の台ふれあいパーク、ポンポコ山公園については、本町の観光振興に大きく寄与していることから、指定管理者と連携を図りながら、引き続き、施設、

設備等の充実・維持管理に努めてまいります。

次に、建設関係について申し上げます。

道路事業については、舗装の損傷が著しい「町道大沢大野線」と「町道田中中央線」において改良工事を行うほか、水沢橋の撤去に伴う代替路線として、「町道萩ノ台線」の一部区間において踏切を含む拡幅改良工事を実施し、安全性の向上を図るとともに、道路利用者の利便性の確保に努めてまいります。

除雪事業については、老朽化が著しい除雪機械について、計画的な更新を進め、適正な管理と安定的な除雪体制の確保に努めてまいります。

河川整備事業については、河川の浚渫工事を行い、堆積土砂の撤去や支障樹木の伐採を行い、河川の流下能力の向上を図ってまいります。

八峰町住まいづくり応援事業については、新年度も継続し、町民が快適で安全・安心な居住空間を確保できるように取り組んでまいります。

次に、消防防災関係について申し上げます。

消防施設事業については、消防自動車及び古い消火栓の更新を行い、消防力の強化を図ってまいります。

また、災害対策事業では、近年激甚化、頻発化する災害に対応するべく、「地域防災計画」の改定及び「防災ハザードマップ」の更新を行い、総合的な防災・減災対策のとれた、災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。

空き家対策事業については、「八峰町空家等対策計画」に基づき、適正な空き家管理を進めていくほか、危険な空き家等の放置を避けるため「八峰町安全安心なまちづくり推進事業」を進めてまいります。

次に、学校教育関係について申し上げます。

小学校統合事業については、小学校統合協議会を設置し、校名や校歌、教育目標等を協議していただきながら、令和10年4月の開校に向けた準備を進めてまいります。

小中学校スクールバス運行事業については、費用対効果や経費節減を考慮しながら安全運行に努めるとともに、小学校統合を見据え、直営を含めた運行体制を検討してまいります。

子ども園保育料等助成事業については、子育て世帯の負担軽減を図るため、令和8年度以降においても保育料の完全無償化を継続してまいります。

乳児等通園支援事業については、「こども誰でも通園制度」の実施に向け、必要な体

制を整えてまいります。

保育園の通園バスについては、老朽化による維持管理費用が増加していることから、バスの更新を行い、安全運行に努めてまいります。

次に、給食センター関係について申し上げます。

小・中学生の給食費については、令和8年度から「給食費負担軽減交付金」の創設により、小学生の無償化を実施するとともに、併せて、子育て世帯の経済的支援を行うため、中学生についても無償化を実施するほか、安定的な学校給食を確保するため、給食費の値上げを行ってまいります。

次に、生涯学習関係について申し上げます。

文化交流施設集約化検討事業については、将来的な人口規模に見合う施設の集約化に向けてワークショップを開催してまいります。

また、ジオパーク活動の推進については、「八峰白神ジオパーク」が認定されてから14年目を迎え、本年秋には4年に一度の再認定審査を迎えることから、町・推進協議会・八峰白神ジオパークガイドの会が一体となって再認定に向けた審査に取り組んでまいります。

以上、主な施策を申し上げますが、このほか、公共施設の照明LED化については、八森体育館やハタハタの町診療所など11施設において実施してまいります。

次に、各特別会計の概要について申し上げます。

八峰町国民健康保険事業勘定特別会計については、米価高騰の要因により国保税は増収となっておりますが、被保険者数は減少傾向にある一方で、医療費は近年で最高額となっていることなどから、これまで以上に慎重な運営に努めてまいります。

八峰町介護保険事業勘定特別会計については、「高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画」の策定年度であることから、これまでの実績や策定委員会の意見を踏まえ、時代に即した計画の策定と保険事業の適切な推進に取り組んでまいります。

八峰町後期高齢者医療特別会計については、保険料改定年度となり、料率の上昇が見込まれることから、被保険者の皆様への周知等に努め、秋田県後期高齢者医療広域連合と連携しながら適切に処理してまいります。

なお、「国民健康保険税」と「後期高齢者医療保険料」については、令和8年度から新たに「子ども・子育て支援金」が保険料と合わせて徴収されることから、被保険者の皆様に丁寧な説明をしながら進めてまいります。

八峰町沢目財産区特別会計については、工場用地、資材置き場用地のほか、風力発電関連用地の貸付を行ってまいります。

八峰町営診療所特別会計については、常勤の医師が診療に当たるとともに、医科歯科の医療体制の充実により、町民の健康維持・確保に繋げてまいります。

次に、各企業会計の概要について申し上げます。

八峰町簡易水道事業会計については、水沢橋に添架されている水道管について、移設工事を実施するほか、埜地区において配水管の布設替えを進め、漏水の未然防止を図りながら、住民生活に不可欠な水道水を安全かつ安定的に供給するため、引き続き、水道管理と施設の維持管理に努めてまいります。

八峰町下水道事業会計については、ストックマネジメントにより計画的な設備更新を進め、公共下水道施設において不具合が生じているマンホールポンプ設備やマンホール蓋を更新してまいります。

また、各処理場のメンテナンス計画に基づき、八森及び沢目浄化センターの水処理及び電気設備更新工事を行うほか、岩館漁業集落排水処理施設においても水処理設備更新工事を実施してまいります。

以上、令和8年度予算編成方針について申し上げます。

予測が困難な時代にあっても、住民の暮らしを支える行政サービスに職員一丸となって取り組んでまいりますので、議員の皆様や町民の皆様から特段のご協力をお願い申し上げます、私からの説明といたします。

○議長（皆川鉄也君） 日程第4、議案第3号、専決処分事項の報告について（令和7年度八峰町一般会計補正予算（第11号））を議題とします。

当局の説明を求めます。田村副町長。

○副町長（田村 正君） それでは、議案第3号、専決処分事項の報告についてをご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度八峰町一般会計補正予算（第11号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

令和8年2月27日提出

八峰町長 堀 内 満 也

次のページをお開きください。専決処分書でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年1月26日

八峰町長 堀内満也

令和7年度八峰町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,087万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億1,421万6,000円とするものでございます。

補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

この専決処分は、1月に入り強い冬型の気圧配置が続き、1月25日時点での累加降雪量が170cmを超え、除排雪業務委託料の執行率が約90%に達したことにより、予算に不足が見込まれたことから、専決処分をさせていただきました。

それでは、歳入歳出の補正内容につきまして、事項別明細書に基づいてご説明いたしますので、6ページ・7ページをお開きください。

まず、歳入ですが、今回の補正財源として10款繰越金4,087万6,000円を追加したものでございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

8ページ・9ページをお開きください。

8款土木費2項4目除雪費ですが、凍結抑制剤購入代の消耗品費と除雪車両の修繕料及び除排雪業務委託料を合わせた4,087万6,000円を追加したものでございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。終わります。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。

8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 今回の大雪は本当に大変でした。それで、まあ八森石川地区もそうですけれども、通学路、通学バスの子どもたちが降り降りするところとか、それから茂浦の場合は土床体育館から歩道橋渡るあたりの山になって、ちょっと道路にはみ出していかなければならないとか、大変な思いをしたんですけれども、特に除排雪する場合、業者がどのくらいで、足りないのかどうなのか。八森地区の駅前の交差点の山になったところとか、まあ本当に見通しが悪くて、樺の三叉路、二車線のところもそうですけれども、信号のあるところのところに山積みになって、非常に車が来るかどうか、

国道に出ないと危なかったという声が聞こえるのと、それから業者が、八森の場合は富丘さんがいろんなことありましてあれですけども、とにかくいつもよりも除排雪が遅かったということで、業者との関係とか連絡網とか、速やかに行われてきたのかどうかについてお伺いしたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） ただいまのご質問にお答えいたします。

八峰町の方で除排雪業務を委託している業者数は、15社あります。このうち、いろいろ調整して12社の業者の方から排雪の方には協力していただいているところではありますが、排雪に当たっては、路肩への堆積している雪又は交差点とかで押されて視界が悪くなっているところを優先的に行うようにはしておりますけども、なにぶん今回の大雪ですけども、通常除雪に加えて排雪業務ということで、通常除雪は夜中から早朝まで、排雪は日中ということで、業者さんも大変難儀されたことと思います。いずれ排雪に当たっては、重要路線を優先して行う関係から時間を要したということもあるかと思いますが、町としても業者さんの方と連絡調整はして、なるべく早く対応できるように努めました。雪の多さに今回はちょっと遅れたところが正直なところだと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 15社のうち12社が除排雪というようなことの説明だったと思うんですけども、この15社のうち12社、3社の違いはどうなってるんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） ただいまのご質問にお答えします。

15社のうちの12社が協力ということで3社ですけども、いずれ排雪は日中やる業務です。業者さんの方で日中仕事をされているということであれば、排雪の方には協力できないところもあるかと思いますが。そういう意味で3社、排雪の方には対応できなかったということです。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり承認されました。

日程第5、議案第4号、専決処分事項の報告について(令和7年度八峰町一般会計補正予算(第12号))についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村副町長。

○副町長(田村 正君) それでは、議案第4号、専決処分事項の報告についてをご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度八峰町一般会計補正予算(第12号)を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

令和8年2月27日提出

八峰町長 堀内満也

次のページをお開きください。専決処分書でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年2月16日

八峰町長 堀内満也

令和7年度八峰町の一般会計補正予算(第12号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,630万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億4,051万6,000円とするものでございます。

補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

この専決処分は、最初に除雪費を専決処分した1月26日から2月13日までの累加降雪量が211cmに達し、除排雪業務委託料の執行額がほぼ予算額に達したことにより、3月までの除雪費が不足することから、専決処分をさせていただきました。

それでは、歳入歳出の補正内容につきまして、事項別明細書に基づいてご説明いたしますので、6ページ・7ページをお開きください。

まず、歳入ですが、今回の補正財源として10款繰越金2,630万円を追加したものでございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

8ページ・9ページをお開きください。

8款土木費2項4目除雪費ですが、除排雪車両の燃料費と除排雪業務委託料を合わせた2,630万円を追加したものでございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。終わります。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり承認されました。

日程第6、議案第5号、八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 議案第5号についてご説明いたします。

議案第5号、八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

令和8年2月27日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由です。道路法施行令が規定される道路占用料が、令和6年度に行われた固定

資産税評価額の評価替え及び地価に対する賃料水準の変動等を反映した額に見直されたことに伴い、本条例の道路占用料の額についてもこれに準じて改正する必要があるためです。

次のページをご覧ください。条例の改正文です。

今回の改正は、第4条第1項への字句の追加以外は、先ほど提案理由で説明しましたように固定資産税評価額の評価替え等に伴う道路占用料単価の増減となっており、内容としましては、東北電力やN T T等の電柱や電線などが増額となる一方で、看板や露店などについては減額となっております。

本町の令和7年度道路占用料収入は、154万8,573円となっておりますが、今回の改正単価で令和8年度の収入額を算定した場合、188万4,008円となり、33万5,435円、率にして21.7%の増となる見込みです。

附則としまして、この条例の施行期日は、令和8年4月1日からとなっております。

なお、新旧対照表を提出しておりますので、併せてご覧願います。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第5号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。11時より再開いたします。

午前10時52分 休 憩

.....
午前11時00分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、議案第6号、八峰町営住宅設置条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 議案第6号についてご説明いたします。

議案第6号、八峰町営住宅設置条例等の一部を改正する条例制定について。

八峰町営住宅設置条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

令和8年2月27日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由です。町営住宅の一部を用途廃止し地域活性化住宅へ移行するとともに町営住宅及び地域活性化住宅の位置の一部を登記表示と一致させるため、関係条例を一括改正するものです。

次のページをご覧ください。条例の改正文です。

今回の改正内容につきましては、別に提出しております新旧対照表等をご覧くださいながらご説明したいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） はい、どうぞ。

○建設課長（浅田善孝君） 1ページ目は、八峰町営住宅設置条例の新旧対照表です。今回は、かもめ団地で4戸、松波団地で2戸の計6戸が木造住宅の耐用年数である30年を経過しますので、町営住宅設置条例から削り、地域活性化住宅設置条例へ移行するものです。移行後の町営住宅の総戸数は、60戸から54戸となります。

次に、2ページ目の方になります。

2ページ目は、八峰町地域活性化住宅設置条例の新旧対照表です。こちらは、かもめ団地4戸と松波団地2戸が町営住宅から地域活性化住宅に移行されます。そのため、かもめ団地では11戸から15戸、また、松波団地では2戸が地域活性化住宅となります。今回の改正で、地域活性化住宅の総戸数は33戸から39戸となり、今後町営住宅は、令和8年度以降、毎年度地域活性化住宅へ移行され、令和16年末には93戸全て地域活性化住宅となる予定です。

次に、3ページ目は、町営住宅設置条例及び地域活性化住宅設置条例の別表に記載されている住宅の位置の一部を登記表示と一致させるものです。夕風第2団地及びかもめ団地については、現行では番地や地番の後ろに「地内」が記載されていますが、登記を

確認したところ記載されていないことから、改正後は削除しております。また、埜川団地については、現行、I号、J号、K号、L号が全て133番地3となっていました。実際にはそれぞれ分筆されていることから、改正後はI号を133番地13、J号を133番地14、K号を133番地15、L号を133番地16に改めるものです。

条例の改正文の方に戻っていただいて、附則として、この条例の施行期日は、令和8年4月1日からとなっております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 今説明を伺いましたけれども、いずれ町営住宅から活性化住宅になることによってどのような変化が起きるのか。外林の木造の住宅に入ってる人が、かなり前から湿気が多くて、押し入れはもう物が入れられなくてダンボールを敷いてやってるんだけど、それでも直してくれない。そういう状態のまま、地域活性化住宅に繋がっていくのか。こういう地域活性化住宅になることによって、そのような苦情とかそういうことがこう受け入れにくくなるのか、その辺がちょっと問題じゃないかということと、いずれ令和16年には町営住宅をゼロにするということが書かれております。で、じゃあ町営住宅の条例はなくなるのかということですが、今出されている過疎持続発展計画の中には、54ページに町営住宅の整備ということが計画の中に載っています。で、低所得者や住定促進のため、老朽化した町営住宅に対しては計画的に維持をしていって、所得制限のない子育て世帯の人たちのための町営住宅として整備して、まあ町内にそのまま子育てをしながらしてもらおう、そのための町営住宅っていうことであってますので、町営住宅が必要だということになると思うんですね。その辺のところの考え方をちょっと伺いたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町営住宅と地域活性化住宅の違いということだと思いますけども、移行されたことによって特段管理が不行き届きになるとか、そういうものではなく、町が管理する住宅ということでは地域活性化住宅も町営住宅も何ら変わるころはございません。むしろ地

域活性化住宅に移行されることによって、入居時の家賃や収入条件も緩和されるということで、公営住宅法に縛られないような住宅になりますので、その点は町営住宅よりは有利なのかなというふうに考えております。

あと、外林の方の湿気については、ちょっと担当の方に話して確認させるようにいたします。

あと、条例の関係ですけれども、このまま令和16年までいって町営住宅が地域活性化住宅になれば、もちろん条例は必要ないですので条例は廃止ということになりますけれども、住宅の整備ということでは、今後急速に人口減少が進行していって、それに伴って空き家も増えてくると。そうすると町営住宅を取り巻く環境もいろいろ変化してくるわけです。現在の住宅93戸ありますけれども、6戸空き家の状態です。これ、なかなか埋まらないような状態になってきてます。そのため、この空き家がある状態でこれ以上住宅を増やすのかと、そういうふうな議論も出てくるかと思えます。ですから、町としての適正棟数を精査して、整備のための財政負担も考えながら、住宅の整備の関係は検討していきたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 町営住宅が今3棟っていう、あると言われましたけれども、やっぱり立地条件とか交通の便とかいろんなものを加味した上で、そこに定住できないような状況になってると思います。もっと交通の便のいいところに、これから低所得者のために、そして今、住宅に困窮してる人たちが速やかに入居できるような町営住宅は必要です。これが廃止の方向で条例もなくなるということであれば、私はこのことには反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 賛成討論いたします。

今、見上議員がですね、押し入れとかそういうところに汗をかいて濡れているというような発言がありましたけれども、排煙のない、煙突のないですねストーブを使っているとですね、まあほとんどが気密住宅なってますから、必ず汗をかくんですよ。これはどうしようもないです。だから煙突のついているストーブを使うと、これは間違いなくそ

ういう結露は起こらないということでもあります。今、活性化住宅になるとですね、町営住宅よりも案内町としては整備しやすいという部分があると思います。私は賛成いたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないので、討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第7号、八峰町農林漁業体験交流施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） 議案第7号についてご説明いたします。

議案第7号、八峰町農林漁業体験交流施設条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町農林漁業体験交流施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月27日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由は、本館地区文化交流施設（ソバ打ち体験館）の使用料を改定するため、本条例の一部を改正するものです。

次のページ、改正文をお願いいたします。

本改正は、施設の使用料を規定します別表第1の表の上から2番目になります、ソバ打ち体験館についてです。ソバ打ち体験利用者から1人当たり100円のご負担をいただくことを追加しようとするものです。

本施設は、管理者であります本館グリーンコミュニティ協議会がソバ打ち体験の場として使用しているところです。使用料につきましては、利用者からいただいた体験料の中から町に使用料を納入していただいております。現行の規定では、ソバ打ち体験の体験者の受け入れ人数にかかわらず、1部屋当たりの定額の使用料をいただいているところです。このため、受け入れます体験者の人数が少ない時と多い時では利用者1人当た

りの負担額に差が生じてしまうことから、不公平感のないよう見直しすることとし、また、昨今の維持管理費等物価の高騰を受け、経営の健全化に向けた対応と併せて、令和8年4月より1人当たり100円をご負担いただくというものです。

最後に、附則としまして、この条例は、令和8年4月1日から施行いたします。

説明は以上です。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。
これより議案第7号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。
日程第9、議案第8号、八峰町特定地区公園条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） 議案第8号についてご説明いたします。
議案第8号、八峰町特定地区公園条例の一部を改正する条例制定について。
八峰町特定地区公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。
令和8年2月27日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由は、ポンポコ山公園バンガローの施設使用料を改定するため、本条例の一部を改正するものです。

次のページ、改正文をお願いいたします。

本改正は、ポンポコ山公園の各有料施設の使用料を規定している別表2のうち、バンガローの使用料につきまして、宿泊の場合、現行1棟1泊当たり「1万3,000円」を「1万7,000円」に、また、休憩利用の場合、現行1棟1時間当たり「1,300円」を

「1,700円」にそれぞれ増額改定しようとするものです。

改定理由といたしましては、今年度、観光庁の補助事業を活用してバンガロー村のリノベーション事業に取り組み、施設の快適性や安全性など大きく付加価値が向上したことから、利用料金の適正化と持続可能な施設運営を目的に利用料を見直したものです。

なお、額の算定に当たっては、リフォームに要した経費を法定耐用年数と年間の稼働率を勘案して算出しております。また、この金額は上限としての設定となりますので、運用上は指定管理者であります観光協会さんの方が町の承認を受けて、実情等に応じて料金を設定することができるものでございます。

最後に附則として、この条例は、令和8年4月1日から施行いたします。

別途、タブレットに新旧対照表も掲示しておりますので、併せてご覧いただきたいと思います。

説明は以上です。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第8号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第9号、八峰町ハタハタ館条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） 議案第9号についてご説明いたします。

議案第9号、八峰町ハタハタ館条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町ハタハタ館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月27日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由は、ハタハタ館の使用料を改定するため、本条例の一部を改正するものです。次のページの改正文をお願いいたします。

本改正は、ハタハタ館のトレーニングルームを再開するに当たり、トレーニングルームの使用料を追加するものです。

一般は1人600円、小学生は1人300円です。いずれも金額は上限設定となりますので、指定管理者が近隣自治体の類似施設の状況等を参考にした上で料金設定することになります。

最後に附則としまして、この条例は、令和8年4月1日から施行いたします。

説明は以上です。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第9号について質疑を行います。質疑ありませんか。

1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） ちょっと確認のために教えていただきたいんですが、これ、この料金は料金で分かりましたけども、入浴をしても変わらずこの料金なのでしょうか。そこだけちょっと確認のために教えてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） ただいまの笠原議員のご質問にお答えいたします。

過去にトレーニングルームを営業していた際は、一般が400円、小・中学生が200円というような料金設定をしておりましたけれども、実際には一般は200円、小・中学生は無料で運用しておりました。また、お風呂セットとしまして550円、お風呂に入る方は550円で行っておりましたので、実質は50円で運営をしていたと、過去にはそういったことになっております。ただ、このたびの新たなトレーニング機器につきましては、以前のような大型の機器等も特別ありませんので、いわゆるランニングマシン、ウォーキングマシンの機能を持ったトレッドミルというものを3基、また、自転車を漕ぐタイプのエアロバイク2台、その他、血圧計ですとかバランスボール、それからヨガマットなど、そういったものを配置する内容でございますので、以前よりも施設の設備の内容からいっても前よりは高くはできないのかなというイメージで考えております。風呂の入浴者の方は無料でいいのではないかなと、個人的には思っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 近隣のですね、このトレーニングルームのある施設との兼ね合いはどうなんでしょうか。例えば能代とか、まあゆめろんとか、いろいろ施設があるわけです。アリナスとかですね。そういう施設との、その料金の違いといいますか、そういうものがあつたら少し教えてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの9番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） ただいまの須藤議員のご質問にお答えいたします。

近隣自治体の同類施設の状況につきましては、能代市にありますアリナスさんが一般が300円、総合体育館が230円、二ツ井の総合体育館が200円、それから三種町にあります総合体育館は100円、八竜体育館が210円、それから藤里町のゆとりあは500円というようになっています。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） お風呂に入ってますね、トレーニングをした後にお風呂に入ったら1,300円なんですね。今、近隣の市町村の料金体系を言いましたけど、八峰町が飛びきり高い。非常にお客さんがですね使用するには、非常に負担がかかり過ぎると思うんです。これ600円でですね、まず200円を600円にするというのはいかがなものなんでしょうか。もう少し軽減をした形です、この料金を設定していただければと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの9番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

条例の方では一般600円というふうに改正するわけですけれども、先ほどの説明したとおり、これはあくまでも上限の設定という金額になりますので、ここは会社の方と、まあ近隣の自治体の状況ですとか営業の状況等、そういったものを総合的に判断して金額設定するものと考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） これ再開ということなんですが、以前このルームは何か展示物等々、個人で利用したいということあれば利用してもいいということになっていましたよね。でなかったですか。そういう実態実績というのはどうなのかということ。それと

また、先ほど言われたマシンの新たな購入なのか、それとも、そのあるやつを使うのか、設備は必要ないのかどうか。その点をひとつお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの6番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） ただいまの菊地議員のご質問にお答えいたします。

まず最初のトレーニングルームを休止した後の使い方につきましては、どなたかが何らかの使用をしたい場合、貸し出したかどうかについて、ちょっと私記憶がはっきり定かでないので、ちょっと申し訳ありません。

それから、このたびのトレーニングルーム再開に当たりましては、さきの臨時議会等で予算措置いただいた予算を用いて新規に購入して配置するものでございます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 笠原議員の答弁では、これは入浴とセットではなくてトレーニングルームだけを利用できるというふうなこと、まあ改正後の一覧表を見ますと、休憩室は1人500円、小学生が200円。このお風呂を使わないでトレーニングルームだけを使うという、まあ機械を使うということですが、説明によると大した機械ではないという、まあ機械ですよ。それが600円も取られるのかというところで、わざわざこのお風呂とセットでないとすると、そこに置く必要はないのではないかなと。バッテリーカーを子どもたちは遊ばせてる間に大人がバッテリーカーのあの何とかルームで使うとか、そういうふうなことは考えられるのではないかということ。まあもしお風呂を使って、それから休憩室を使ってトレーニングルームとなれば莫大なちょっと金額がかかるんですけども、そこら辺もまだ課長の話では定まってないというか、こういうので提案されたんですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

ちょっと順番前後するかもしれませんが、休憩室、お風呂に入った方は休憩室は無料で利用できるようになっております。

それから、入浴をせずに単独でその施設を利用する場合は、この600円の上限の中で料金設定されるものと考えております。

また、入浴をされた方につきましては無料で利用できるというふうにしていいのではないかなど、私個人的には思っておりますけども、この料金につきましては、会社の方で、指定管理者である会社の方が料金設定するという規定になっておりますので、いろいろなお意見を頂戴したところを踏まえまして、料金設定したいと考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第10号、八峰町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。山本教育次長。

○教育次長（山本節雄君） ご説明いたします。

議案第10号、八峰町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月27日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由です。令和7年度において、子育て世帯の負担軽減のため実施している3号認定の保育料の「全額免除」を延長したく、条例の一部を改正するものでございます。

次ページが改正の内容となっております。

八峰町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例。

八峰町立幼保連携型認定こども園条例の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和8年3月31日までの間」を「当分の間」に改める。

附則 この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上が説明となります。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

- 議長（皆川鉄也君） これより議案第10号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。
- 8番（見上政子さん） この中には、町外、まあ全国子ども家庭庁の案ですので、どこでも子どもを預けられるということになってますけれども、まあ正当な理由がない限り、これを拒否してはならないとか、それから面談を行って、これに、その上で子どもさんを預るとか、そういうふうなことになってますけれども、町内の子どもさんがこれから保育園に未満児で入る場合に、ならし保育とか大変な思い、親も子どももしなくちゃいけないんですが、それを少し緩和する意味で、こういうのがあればいいなという事は思います。また、ここに仕事場を抱えて能代から通勤してる人たちにも、職場の近くにこういうのがあればいいなということも考えられますが、ただ、全国どこでも子どもさんを1時間、2時間で預けられるというこういう仕組みになりますと、どのようにその面談をするのか、どのようにその連携を取るのか。そしてその中には定数を超えてはならないということにもなってますので、その辺が当町の場合、これを受け入れる体制ができるのかどうなのか。所信のところ町長も述べられましたけれども、これに対する体制を整えていくというようなことも言われましたが、現実的に本当にこれができるのかどうなのか、率直な意見を聞かせてもらいたいと思います。
- 議長（皆川鉄也君） 見上さん、今の議題は、期間を「令和8年の3月31日」を「当分の間」に直したいという当局の提案であります。事業内容の説明までここで求めておりませんので、今そういう話をされても答弁できないのじゃないかなという具合に思いますが、次長、答弁できますか。

（「休憩いただけますか。」と呼ぶ者あり）

- 議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。

午前11時36分 休 憩

.....
午前11時36分 再 開

- 議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第10号について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第11号、八峰町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。山本教育次長。

○教育次長(山本節雄君) ご説明いたします。

議案第11号、八峰町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について。

八峰町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月27日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由です。令和6年6月に成立した「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により、月一定時間までの利用可能枠で就労要件等を問わず柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」が創設され、法律に基づく新たな支援給付が令和8年4月1日より始まるため、その運営に関する基準を新規に制定するものであります。

次ページが制定文となりますが、別途添付しております説明資料の方で説明させていただきたいと思っております。

議案11号説明資料です。八峰町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について。

1、概要。令和8年4月1日より子ども・子育て支援法に規定する乳児等通園支援事

業を実施する事業者のうち、国が定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に基づいて町が定める条例の基準を満たしていることが確認できた事業者は、特定乳児等通園支援事業者として乳児等支援給付費が給付されることとなります。このことから、法第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、基準布令に準じて条例を制定しようとするものです。

2、基準の内容です。基準の内容は大きく2つの項目に分かれております。それぞれの内容は下記のとおりです。

なお、規定する事項は、基準布令と同様とします。

(1) 定員に関する基準。1つポツが1時間当たりの利用定員を定めること。2つ目のポツが開所日時等を考慮して1か月当たりの利用定員を定めること。

(2) 運営に関する基準。主なものを挙げてございます。1つ目が初めて利用する子どもの保護者と面談を実施し、重要事項を記載した文書を交付して説明した上で同意を得ること。2つ目が応諾拒否の禁止。正当な理由がある場合は除かれております。3番目が利用料実費の徴収については、事前に文書により説明し同意を得る。4つ目、事業の目的、職員の体制など重要事項を記載した運営規定等を定めること。5つ目、支援に必要な職員体制の確保、利用定員の遵守。6つ目、差別的な取り扱い、虐待行為の禁止、秘密保持。7つ目、事故発生防止、それから事故発生時の対策を講じることということが主な内容でございます。

3つ目が施行日となります。基準布令が令和8年4月1日を施行であるために、本条例の施行日も同日付けで施行します。

以上が説明となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第11号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 今説明受けましたけれども、これは本当に都道府県どこからでもというふうなこと、どこでもいつでも子どもを受け入れられるような保育園の体制を取ってほしいということですが、里帰り出産とか、それから短期の家庭の事情で預るとか、そういうものとまた全く別物でありまして、例えば観光に来て留山に登りたいんだけど、2時間、3時間くらい預ってくれないかというそういうことも考えられるわけですが、そういう場合、面談をして実施するという、で、お互いに同意を得るということですが、これはどのようにやられるのか、ちょっと見当が付きません。そ

ういう意味です、町で考えてることが、このようになったらこうなるというシミュレーションでもあって、それでその人数を定員を超えてはならないというところでどういうふうに対処していくのかとか、そういう案がなかなかちょっと考えつかないんですけども、そういう、これに、条例を作るに当たってこういうふうなことでやっていくということがありましたら教えてもらいたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。山本教育次長。

○教育次長（山本節雄君） ただいまの質問にお答えいたします。

とりあえずこちら町で考えてますのは、町民が大前提でございまして、見上さんの今おっしゃられた町外の旅行的に来てしようとするのは、まずちょっと想定外でございました。で、まずこちら想定してる町内の住民のためとなりますと、先ほどから申し上げてるとおり、事前に面談等、そういったものはきっちり行って受け入れ体制を整えていきたいと思ってるところでございます。で、その町外からの遊びにきたついでと、言葉がちょっと変ですけども、預けたいとなれば、またそれはそういった方が発生した場合に対応したいと考えております。現時点ではちょっと想定してございませんでした。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） そういう場合も想定しておく必要があるんでないかと思えます。町民を一応想定はしてますけども、この制度の趣旨からすると、おそらく町外の、見上さんおっしゃったように一時的な利用、あるいは通りすがりの方のお子さんの託児的な利用もちょっと考えられるのではないかと思いますけども、その発生した場合に対応するっていうのではちょっと遅いんじゃないでしょうか。その辺についてちょっと見解を伺います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の質問に対し、答弁を求めます。山本教育次長。

○教育次長（山本節雄君） まずこの制度を利用する場合は、役所の方に届け出が必要となっておりますので、町外の方がいきなりこちらの施設を使うということではなくて、町外の役所の方に申請等されると思います。その上で町外の役所の方からこちらの方へ連絡が返って、いついつ使う予定だと、そういった連絡がなされていくものと考えているところです。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第12号、八峰町総合計画の策定に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。高杉企画政策課長。

○企画政策課長（高杉泰治君） 議案第12号についてご説明いたします。

議案第12号、八峰町総合計画の策定に伴う関係条例の整理に関する条例制定について。

八峰町総合計画の策定に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月27日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由でございます。八峰町総合計画の策定に伴い、関係条例を改正するものでございます。

次のページをご覧ください。条例の改正文でございます。

現行の第2次八峰町総合振興計画が令和7年度で終了となることから、新たに計画の策定に取り組んでまいりました。このたびの計画では、これまでの総合振興計画と、まち・ひと・しごと創生総合戦略、行政改革大綱も含めて一本化し、名称につきましても「八峰町総合計画」として取りまとめております。「総合振興計画」から「総合計画」と名称が新たまったことにより、関係する条例の条文を整理するものでございます。

このたび整理を提案する条例は、3つの条例の一部改正でございます。改正文の第1条では、八峰町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表第

1中「振興」を削るものであります。第2条では、八峰町総合振興計画審議会条例の題名を「八峰町総合計画審議会条例」に改め、条文中から「振興」を削るものでございます。第3条では、八峰町総合振興計画策定条例の題名を「八峰町総合計画策定条例」に改め、条文中から「振興」を削るものでございます。

なお、新旧対照表を提出しておりますので、併せてご覧くださるようお願いいたします。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第12号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第13号、秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更についてを議題とします。

当局の説明を求めます。岡本総務課長。

○総務課長（岡本勇人君） 議案第13号についてご説明いたします。

議案第13号、秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更について。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体で協議のうえ、秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、秋田県市町村総合事務組合同規約の一部を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

提案理由は、令和8年3月31日をもって男鹿地区消防一部事務組合及び湖東地区行政一部事務組合が解散することにより秋田県市町村総合事務組合を脱退すること並びに同年4月1日から男鹿潟上南秋消防組合が同総合事務組合に加入することに伴い、同総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、同総合事務組合規約を変更する必要があるため、規約の変更等に関する関係地方公共団体の協議について議会の議決を求めるものでございます。

次のページは規約の改正文でございます。

経緯についてご説明いたします。これまで、男鹿市は単独で、湖東地区と呼ばれる潟上市、八郎潟町、井川町、大潟村は共同で、それぞれ消防一部事務組合を設置し運営しておりましたが、今後、生産年齢人口の減少により構成市町村において非常に厳しい財政運営を余儀なくされることが予測されることから、消防広域化によって組織の効率化、活性化及び消防救急業務に係る行財政上の様々なスケールメリットを最大限に活用する必要があるとの共通認識のもと、任意協議会を設立し、消防広域化に向けた協議・調整を進めた結果、このたび協議が整ったことから、男鹿地区消防一部事務組合及び湖東地区行政一部事務組合を統合し、新たに男鹿潟上南秋消防組合を設置することとしたものであります。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第13号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり

可決されました。

日程第15、議案第14号、八峰町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。高杉企画政策課長。

○企画政策課長（高杉泰治君） 議案第14号についてご説明いたします。

議案第14号 八峰町過疎地域持続的発展計画の策定について。

八峰町過疎地域持続的発展計画を策定することについて、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由でございます。八峰町過疎地域持続的発展計画を策定することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を必要とするためでございます。

次ページ以降に八峰町過疎地域持続発展計画を掲載しておりますが、概要についてご説明いたします。

過疎地域におきましては、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法に始まり、現在は第5次の時限立法となる過疎地域の持続発展の支援に関する特別法に基づき、総合的かつ計画的な過疎対策が講じられており、本町においても八峰町過疎地域持続的発展計画を策定し、過疎対策事業に取り組んでおります。

現行の八峰町過疎地域持続発展計画につきましては、計画期間が令和7年度で終了となることから、新たに令和8年度から令和12年度までの5年間の計画策定に取り組んでまいりました。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法につきましては、令和3年度から令和12年度まで10年間の時限立法であり、同特別措置法が掲げている事項、計画体系に変更がないことから、このたびの計画は現行の八峰町過疎地域持続的発展計画を踏襲しつつ、令和7年度までに終了した事業等は削除し、今後予定されている喫緊の施策や事業を追記するなど、時点の修正、更新により変更した内容としており、後半の期間に当たる計画として取りまとめております。

なお、過疎地域持続的発展計画につきましては、財政上の特別措置であります過疎対策事業債を活用するためには策定が必須となっている計画でございます。

変更箇所対照表を提出しておりますので、併せてご覧くださいようお願いいたします。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い

いたします。

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。午後1時より質疑を行います。

午前11時56分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第14号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第15号、八峰町総合計画基本構想の策定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。高杉企画政策課長。

○企画政策課長（高杉泰治君） 議案第15号についてご説明いたします。

議案第15号、八峰町総合計画基本構想の策定について。

八峰町総合計画基本構想の策定について、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由でございます。八峰町総合計画基本構想を策定することについて、八峰町総合計画策定条例第6条の規定に基づき、議会の議決を必要とするためでございます。

次のページをお開きください。

八峰町総合計画の基本構想を掲示しております。町ではこれまで、八峰町総合振興計画を作成し、将来の実現に向けて総合的かつ計画的なまちづくりを進めてきました。現行の第2次八峰町総合計画が令和7年度で終了することから、新たに計画期間を令和8

年度から令和17年度までの10年間とした計画の策定に取り組んでまいりました。策定に当たっては、産業界をはじめ農林漁業、教育、金融、福祉関係、子育て世帯など幅広い分野、世代の代表の方々17名に委嘱状を交付するとともに、審議会を設置し、本年2月18日までの間に3回の審議会を開催しております。また、このたびの計画では、第2期八峰町まち・ひと・しごと創生総合戦略も令和7年度で終了となることから、これまでの総合振興計画に、まち・ひと・しごと創生総合戦略、行政改革大綱も含めて一体化し、八峰町総合計画として取りまとめていただきました。

本議案は、そのうち基本構想の部分になっております。

2ページ目をご覧ください。

基本理念につきましては、「自然の力をまちの力に！八峰、新しい挑戦へ」を掲げております。新たに挑戦する視点については、「人・交通に関する挑戦」、「自然・観光に関する挑戦」、「稼ぐ力の強化に挑戦」の3つを掲げています。

3ページ目をご覧ください。

将来像につきましては、「誰もが安心して暮らせるまち」、「誰もが活躍して活気あふれるまち」、「誰もが幸せで笑顔あふれるまち」の3つを掲げています。

4ページをご覧ください。

基本構想の全体体系でございます。上段には、基本構想として基本理念と将来像を示しております。中段には、共通重点分野と重点施策として2ページにありました新たに挑戦する視点の内容を掲げております。下段には、基本理念、将来像を実現するための施策の大綱を掲げております。施策の大綱につきましては、3つの将来像をさらに取り組む施策ごとに6つの基本施策に分類し、掲げております。

5ページから9ページにつきましては、6つに分類しました施策の大綱ごとに基本施策や主な施策の内容を掲げております。

10ページをご覧ください。

ここでは、基本構想に基づいた計画の全体体系と施策の方向性をまとめた表を掲げております。この体系に従って基本計画が構成されております。

なお、八峰町総合計画（案）のほか、アンケート結果を提出しておりますので、併せてご覧くださるようお願いいたします。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第15号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないので、討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第16号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。岡本総務課長。

○総務課長（岡本勇人君） 議案第16号についてご説明いたします。

議案第16号、工事請負変更契約の締結について。

令和7年9月8日に締結した、旧埴川小学校解体工事について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1. 契約の目的 旧埴川小学校解体工事

2. 契約金額 変更前 1億2,309万円

変更後 1億3,188万3,400円

879万3,400円の増額でございます。

3. 契約の相手方 秋田県山本郡八峰町峰浜高野々字高野々43-1

高田住宅工業株式会社 峰浜本店

本店長 金子 信

4. 支出項目 令和7年度一般会計

2款 総務費

1項 総務管理費

5目 財産管理費

令和8年2月27日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由です。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事にかかる契約であり、議会の議決を要するためでございます。

このたびの契約変更の主な理由は、工事の過程において発生した瓦礫類及びガラス・陶器類が当初設計で見込んだ量を大幅に上回ったため、この処分に関する運搬費及び処分費が増加したためでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第16号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第17号 工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀内農林水産課長。

○農林水産課長（堀内和人君） 議案第17号についてご説明いたします。

議案第17号、工事請負変更契約の締結について。

令和6年1月22日に指名競争入札に付した、農地・農業用施設災害復旧事業 石黒水路復旧工について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1. 契約の目的 農地・農業用施設災害復旧事業 石黒水路復旧工
2. 契約金額 変更前 1億1,330万円
変更後 1億3,272万6,000円
3. 契約の相手方 秋田県山本郡八峰町八森字和田表121
大森建設株式会社 八森本店
本店長 大森啓正さん
4. 支出項目 令和7年度一般会計（事故繰越し）
11款 災害復旧費
2項 農林水産業施設災害復旧費
2目 農地農業用施設災害復旧費

令和8年2月27日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由であります。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事にかかる契約であり、議会の議決を要するためでございます。

説明資料をご覧ください。

変更内容としましては、箇所図③、赤で囲っている場所になります。水沢ダム下流の現場になりますが、現場の数量精査のほか、令和6年5月3日に想定外の水路の崩落が発生してございます。この時期はちょうど代かきの時期と重なったことから、昼夜を問わず緊急仮設工事として行った事業変更につきまして、県と協議を重ねてまいりましたが、今回県より了承を得ることができましたので、本定例会への提案となっております。

以上で議案第17号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第17号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第18号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀内農林水産課長。

○農林水産課長（堀内和人君） 議案第18号についてご説明いたします。

議案第18号、工事請負変更契約の締結について。

令和7年1月14日に指名競争入札に付した、農地・農業用施設災害復旧工事 塙（家ノ下～二ノ倉）について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1. 契約の目的 農地・農業用施設災害復旧工事 塙（家ノ下～二ノ倉）

2. 契約金額 変更前 1億3,288万円

変更後 1億3,471万4,800円

3. 契約の相手方 秋田県山本郡八峰町峰浜塙字豊後長根141-1

株式会社 嶋田建設

代表取締役 太田治彦さんです。

4. 支出項目 令和7年度一般会計（事故繰越し）

11款 災害復旧費

2項 農林水産業施設災害復旧費

2目 農地農業用施設災害復旧費

令和8年2月27日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由でございます。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事にかかる契約であり、議会の議決を要するためであります。

変更理由でございます。先ほど箇所図でお示した、今回7番の地区、塙地区でござ

います。現場精査の結果から、田面からの土砂排除数量が約400立米増加したことによる変更となっております。

以上で議案第18号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第18号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第19号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀内農林水産課長。

○農林水産課長（堀内和人君） 議案第19号についてご説明いたします。

議案第19号、工事請負変更契約の締結について。

令和6年11月27日に指名競争入札に付した、農地・農業用施設災害復旧工事 塙（強坂塚～苗吉）について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1. 契約の目的 農地・農業用施設災害復旧工事 塙（強坂塚～苗吉）

2. 契約金額 変更前 5,533万円

変更後 5,514万3,000円

3. 契約の相手方 秋田県山本郡八峰町峰浜塙字豊後長根141-1

株式会社 嶋田建設

代表取締役 太田治彦さんです。

4. 支 出 項 目 令和7年度一般会計（事故繰越し）

11款 災害復旧費

2 項 農林水産業施設災害復旧費

2 目 農地農業用施設災害復旧費

令和8年2月27日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由でございます。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事にかかる契約であり、議会の議決を要するためでございます。

変更理由でございます。図面の⑨番、今度は緑色の2か所の部分、こちらも埴地区でございます。こちら、現場精査の結果、河川護岸との兼ね合いがあった箇所において、先行して行っておりました県の河川工事によりコンクリートの撤去が行われましたので、その数量を減として変更するものでございます。

以上で議案第19号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第19号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第20号、令和7年度八峰町一般会計補正予算（第13号）を議題とします。

当局の説明を求めます。田村副町長。

○副町長（田村 正君） それでは、議案第20号、令和7年度八峰町一般会計補正予算（第13号）についてご説明いたします。

令和7年度八峰町の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,785万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億6,837万5,000円とするものでございます。

補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条、繰越明許費の追加につきましては、「第2表 繰越明許費補正」のとおりでございます。

第3条、債務負担行為の追加につきましては、「第3表 債務負担行為補正」のとおりでございます。

第4条、地方債の変更につきましては、「第4表 地方債補正」のとおりでございます。

令和8年2月27日提出

八峰町長 堀内 満也

それでは、5ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正でございますが、昨年8月の豪雨に伴う工事の遅れや県事業の繰り越しにより、年度内に完成が見込めない3つの事業について追加するものでございます。

6ページをお開きください。

第3表、債務負担行為補正でございますが、7年度中に契約手続きを進める必要があるものや、4月1日に業務開始や支払いが発生する、合計で14の事項について追加するものでございます。

次に、7ページをお開きください。

第4表、地方債補正でございますが、各事業の起債額が確定、あるいは確定見込みとなったことにより、合計で8つの事業について限度額を変更するものでございます。

11ページ・12ページをお開きください。

続きまして、歳入歳出の主な補正理由について、事項別明細書に基づいてご説明いたします。

このたびの補正は、歳入歳出ともに事業の完了や事業費の確定見込みに伴う減額が多

数でございますので、その説明は省略させていただいて、重要な増額と減額についてご説明いたします。

まず歳入についてですが、1款町税1項町民税は、主に米価上昇による所得の増加等により増収が見込まれるため、900万円を、次の2項固定資産税は、東北電力の送電鉄塔新設などの償却資産の増加により増収が見込まれるため、2,100万円を、それぞれ追加するものでございます。

11款地方交付税は、昨年12月下旬に普通交付税が追加で交付されたことから、1億1,798万円を追加するものでございます。

13ページ・14ページをお開きください。

15款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金2節児童福祉費負担金のうち2つ目の児童手当負担金（過年度分）は、令和6年度の精算に伴い、478万2,000円を追加するものでございます。

なお、次のページを開いていただいて一番上の16款県支出金にあります児童手当負担金（過年度分）も同じ理由でございます。

17ページ・18ページをお開きください。

19款繰入金1項1目財政調整基金繰入金は、当初予算で収支不足分として1億8,000万円を取り崩すこととしておりましたが、普通交付税の追加交付や前年度繰越金の残金のほか、不用額の発生により令和7年度に必要な一般財源を確保できることから、収支不足対応分の全額を減額するものでございます。

次の20款繰越金は、前年度から繰越金の残額7,807万4,000円を追加するものでございます。

19ページ・20ページをお開きください。

21款諸収入3項3目商工費貸付金収入は、ハタハタの里観光事業株式会社に対する貸付金の返済期限を1年延長することとして、300万円を減額するものでございます。

なお、歳出においても、この貸付金を原資にした観光振興基金積立金300万円を減額しております。

22款町債のうち、一番下の8目災害復旧事業債2節公共土木施設災害復旧事業債でございますが、昨年8月に発生した豪雨災害で、9月に追加提案で予算措置した町道の修繕料について、交付税措置のある災害復旧事業債を充てることとし、910万円を追加するものでございます。

21ページ・22ページをお開きください。

続きまして、歳出をご説明いたします。

2款総務費1項ですが、一番下の7目電子計算費のうち13節使用料及び賃借料の次年度新規採用職員使用端末ライセンス購入費19万円と、次の23ページ・24ページを開いていただきまして、17節備品購入費のうち次年度新規採用職員使用端末購入費60万5,000円は、令和8年度の新規採用職員事務用パソコンの整備に必要な経費を追加するものでございます。

27ページ・28ページをお開きください。

真ん中ほどの3款民生費1項2目老人福祉費12節委託料は、除雪を依頼する利用者が増加したことにより、軽度生活援助事業委託料57万8,000円を追加するものでございます。

次の2項1目児童福祉総務費18節負担金、補助及び交付金は、町外の認定こども園に入園している子どもの施設給付費について、国の公定価格が改定されたことから、施設型給付費負担金17万3,000円を追加するものでございます。

29ページ・30ページをお開きください。

4款衛生費1項3目環境衛生費18節負担金、補助及び交付金のうち能代市斎場維持管理費負担金は、令和7年度の負担金が確定したことにより10万8,000円を追加するものでございます。

次に、6款農林水産業費1項1目農業委員会費1節報酬は、農地利用最適化交付金が確定したことにより、農業委員報酬92万5,000円を追加するものでございます。

次の3目農業振興費ですが、31ページ・32ページに移りまして、18節負担金、補助及び交付金のうち農業用廃プラスチック処理事業補助金は、利用実績が増加する見込みであることから37万円を追加するものでございます。

33ページ・34ページをお開きください。

一番下の7款商工費1項3目観光費18節負担金、補助及び交付金につきましては、町民の大館能代空港利用者が増加していることから、大館能代空港利用促進助成金20万円を追加するものでございます。

35ページ・36ページをお開きください。

中ほどの8目土木費5項1目住宅管理費10節需用費は、この冬の気温低下により公営住宅の電気温水器の修繕が掛かり増しとなり、修繕料に不足が見込まれることから、

171万9,000円を追加するものでございます。

39ページ・40ページをお開きください。

下の方になります。10款教育費5項5目八森文化交流施設管理費10節需用費は、文化ホール屋上の雨水を排水するドレーンに不具合があるほか、ステージ照明に故障箇所があるため、LED照明に交換することとし、その修繕料として156万8,000円を追加するものでございます。

41ページ・42ページをお開きください。

13款諸支出金2項1目財政調整基金費24節積立金は、歳入のところでも少しご説明しましたが、令和7年度の財政調整基金の収支不足分の取り崩しを全額取り止めることとしましたが、さらに積み立てる財源が生じたため、一般分として9,333万3,000円を追加するものでございます。その結果、財政調整基金の令和7年度末残高は、前年度末より、およそ3億5,000万円増加し、28億7,893万円となる見込みでございます。

次の2目減債基金費24節積立金は、歳入のところでも少しご説明しましたが、今年度、普通交付税が追加で交付され、その内訳に令和8年度の臨時財政対策債の元利償還金の交付税措置分が前倒しで交付されたものが含まれていることなどにより、減債基金積立金として5,204万8,000円を追加するもので、令和8年度に取り崩して公債費に充当するものでございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願いいたします。終わります。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第20号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は原案のとおり

可決されました。

日程第22、議案第21号、令和7年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ご説明いたします。

議案第21号、令和7年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）。

令和7年度八峰町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,814万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

令和8年2月27日提出

八峰町長 堀内満也

補正内容につきましては、事項別明細書に基づいてご説明いたします。

6・7ページ目をお願いいたします。

8款1項1目1節前年度繰越金59万7,000円ではありますが、このたびの補正予算のための追加でございます。

続いて歳出、8・9ページ目になりますけれども、2款保険給付費1項介護サービス等諸費7目居宅介護福祉用具購入費18節1負担金、居宅介護福祉用具購入費負担金43万7,000円につきましては、要介護の方が居宅介護で使用する福祉用具購入費の町負担分ということになっております。

その下の2項介護予防サービス等諸費5目介護予防福祉用具購入費18節1負担金、介護予防福祉用具購入費負担金16万円につきましては、これは要支援の方が居宅介護で使用するための福祉用具購入費の町負担分となります。

どちらとも例年の平均を超過したため、このたび補正予算を計上するものでございます。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第21号について質疑を行います。質疑ありません

か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第22号、令和7年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

当局の説明を求めます。岡本総務課長。

○総務課長(岡本勇人君) 議案第22号についてご説明いたします。

議案第22号、令和7年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算(第1号)。

令和7年度八峰町の沢目財産区特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ178万5,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1,529万円とするものでございます。

令和8年2月27日提出

八峰町長 堀内満也

補正予算の内容につきましては、6ページ以降の事項別明細書に基づき、歳入歳出の順にご説明いたします。

はじめに歳入をご説明いたします。

6・7ページご覧ください。

1款財産収入1項財産運用収入につきましては、今年度の土地貸付収入が当初の予算計上額を上回る見込みとなりましたので、予算未計上分297万5,000円の追加補正でございませぬ。

2項財産売払収入につきましては、当初予算において立木売材収入及び土地売払収入

を見込んでおりましたが、実績がありませんでしたので、合わせて499万3,000円の減額補正でございます。

2款繰越金につきましては、令和6年度からの繰越金が360万2,456円と確定しましたので、予算未計上分20万2,000円の追加補正でございます。

3款諸収入につきましては、支障木伐採補償金3万2,000円の収入がありましたので、予算未計上分3万1,000円の追加補正でございます。

次に、歳出をご説明いたします。

8・9ページご覧ください。

1款財産区管理会費1項総務管理費、2項財産管理費につきましては、歳入の補正に伴う各自治会の交付金として18節負担金、補助及び交付金を97万7,000円の減額補正でございます。

2款予備費につきましては、歳入歳出の総額の調整のため80万8,000円を減額補正するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第22号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第24、発議第1号、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。石上事務局長。

○議会事務局長（石上義久君）

令和8年2月27日

八峰町議会議長 皆川鉄也様

提出者 八峰町議会議員 見上政子

賛成者 八峰町議会議員 奈良聡子

賛成者 八峰町議会議員 芦崎達美

賛成者 八峰町議会議員 須藤正人

予算特別委員会の設置について

標記委員会の設置について、八峰町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

提案理由です。令和8年度八峰町一般会計、各特別会計予算及び各公営企業会計予算を集中的に審査するためであります。

次のページをご覧ください。

予算特別委員会の設置について。

予算特別委員会を次のとおり設置するものとする。

1. 名称 予算特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第109条及び八峰町議会委員会条例第5条の規定によります。
3. 目的 次の議案について審査することを目的とする。
 - 議案第23号 令和8年度八峰町一般会計予算
 - 議案第24号 令和8年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算
 - 議案第25号 令和8年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算
 - 議案第26号 令和8年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算
 - 議案第27号 令和8年度八峰町沢目財産区特別会計予算
 - 議案第28号 令和8年度八峰町営診療所特別会計予算
 - 議案第29号 令和8年度八峰町簡易水道事業会計予算
 - 議案第30号 令和8年度八峰町下水道事業会計予算
4. 設置の期間 令和8年2月27日から令和8年3月13日まで。
5. 委員の定数 11名
6. 予算審査に関する特別委員会分科会（各常任委員会）所管事項は、別紙のとおり

とし、総務民生分科会の所管事項として、1. 令和8年度八峰町一般会計予算のうち、総務課、防災町民課、財政課、企画政策課、税務会計課、福祉保健課、町営診療所、議会事務局、選挙管理委員会及び監査委員の所管に関する事項並びに他の分科会の所管に属さない事項。2. 次の令和8年度八峰町特別会計予算に関する事項として、①沢目財産区特別会計予算、②国民健康保険事業勘定特別会計予算、③介護保険事業勘定特別会計予算、④後期高齢者医療特別会計予算、⑤町営診療所特別会計予算。

教育産業建設分科会の所管事項として、1. 令和8年度八峰町一般会計予算のうち、農業委員会、建設課、商工観光課、農林水産課及び教育委員会の所管に関する事項。2. 次の令和8年度八峰町公営企業会計予算に関する事項として、①簡易水道事業会計予算、②下水道事業会計予算。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ただいま朗読のとおり、予算特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、予算特別委員会は設置されることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、八峰町議会委員会条例第5条第4項の規定により議長より指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。当席から指名をいたします。

1 番笠原吉範君、2 番伊藤一八君、3 番奈良聡子さん、4 番芦崎達美君、5 番水木壽保君、6 番菊地 薫君、7 番腰山良悦君、8 番見上政子さん、9 番須藤正人君、10 番門脇直樹君、11 番山本優人君、以上11名を指名します。

委員長・副委員長選任のため、暫時の間、休憩します。ご協議をいただきたいと思います。

午後 1時46分 休 憩

午後 1時47分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第25、予算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告についてを議題とします。

ただいま互選結果について本席に通知がありましたので、ご報告いたします。

予算特別委員長には6番菊地 薫君、副委員長には3番奈良聡子さんが互選されました。

日程第26、議案第23号、令和8年度八峰町一般会計予算を議題とします。

ただいま議題となっています議案第23号については、予算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第23号、令和8年度八峰町一般会計予算は、予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

日程第27、議案第24号、令和8年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算、日程第28、議案第25号、令和8年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算、日程第29、議案第26号、令和8年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算、日程第30、議案第27号、令和8年度八峰町沢目財産区特別会計予算、日程第31、議案第28号、令和8年度八峰町当診療所特別会計予算、日程第32、議案第29号、令和8年度八峰町簡易水道事業会計予算、日程第33、議案第30号、令和8年度八峰町下水道事業会計予算については、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

お諮りします。本議案は一括して予算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第24号から議案第30号までは、一括して予算特別委員会に付託することに決定しました。

日程第34、議案第31号、八峰町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀内町長。

○町長(堀内満也君) 議案第31号、八峰町教育委員会委員の任命について。

八峰町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

住所 八峰町八森字椿、氏名 奈良麻子さんです。

本日提出、私でございます。

提案理由でございます。八峰町教育委員会委員の阿部昌子氏が令和8年6月12日で任期満了となることから、新たに奈良麻子氏を八峰町教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、経歴は別途資料をご確認いただければと思います。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第31号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。

この採決は無記名投票で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、本案は無記名投票で行うことに決定しました。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（皆川鉄也君） ただいまの出席議員数は11名です。

次に、立会人を指名します。

立会人は、八峰町議会会議規則第32条第2項の規定により、8番見上政子さん、9番須藤正人君、10番門脇直樹君の3名を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（皆川鉄也君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（皆川鉄也君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長（皆川鉄也君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 投票を終わります。

開票を行います。先ほどの立会人は、開票の立ち会いをお願いをいたします。

(開票)

○議長（皆川鉄也君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票ゼロ。

有効投票のうち賛成10票、有効投票のうち反対ゼロ票。反対のうち白票もゼロ票でございます。以下のとおり賛成が多数であります。したがって、議案第31号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（皆川鉄也君） 日程第35、議案第32号、八峰町沢目財産区管理委員の選任についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 議案第32号、八峰町沢目財産区管理委員の選任について。

八峰町沢目財産区管理委員に次の者を選任したいので、八峰町沢目財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所 八峰町沢目目名潟字目名潟、氏名 柴田正高さんです。

本日提出、私でございます。

提案理由でございます。八峰町沢目財産区管理委員の柴田正高氏が令和8年3月31日で任期を迎えることから、関係地区に推薦を求めたところ柴田正高氏の推薦があり、管理委員として選任いたしたく、八峰町沢目財産区管理会条例第3条の規定により、議

会の同意を求めるものでございます。

経歴等につきましては、別途資料をご確認いただきたいと思います。

すいません。先ほど住所のところ間違ったようでした。正しくは「八峰町峰浜目名潟
字目名潟」でございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第32号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。

お諮りします。採決の方法については、八峰町議会会議規則第86条の規定により簡
易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易表決で行うことに
決定しました。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は原案のとおり
同意することに決定しました。

日程第36、陳情第1号、「最低賃金」の改正と中小企業・小規模事業所支援の拡
充を国に求める意見書」の採択を求める陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第2項の規定により委員会への
付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号は委員会への付託

を省略することに決定いたしました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） この陳情書に対して反対をいたします。

現状1,200円台にやっとなったといいながら、さらにはまた1,500円まで増やすということになりますとですね、町内の企業の経済力ではとても追いつけない。まして、それが実行になるということになればですね、社員1人当たりの給料が上がるということはコストが増える。それによって人員が逆に減る、リストラというふうな状況を招くことになりますので、私はそういうことについて反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） この陳情に賛成の討論を行います。

この陳情というのは中小企業と小規模事業者の支援を国に求めるということですので、これを否定するということは、国に求めないという考え方に繋がると思います。今、最低賃金が1,200円から1,500円、上げることによって、東京よりはまだまだ足りないんですけれども、東京の場合は保育所が足りないくらい、今もう過密状態になっていることです。で、やっぱり私の孫をはじめ、秋田工業を卒業して一番就職のいいところ、東京に行くんだということで張り切って出て行ってから3年になります。やはりもう秋田の方にはもう仕事が、給料が安くてとても住めないというこういう状態を、これ早く解消しないと、秋田県の各自治体もこれが自治体が成り立たなくなります。今、能代、東能代イオンに行っても、人がまばらです。購買能力がもう若い人たちにはありません。何としてもやっぱり地域活性化して、そして介護保険の負担を軽くする意味でも、とにかくこちらの方に戻ってきてほしいということが本音だと思います。

資料にも載ってますけれども、秋田県では1人当たり最大5万円の支援をしてますし、弘前市でも1人5万円、最大10万円ということで、各大きな、仙台市でもそうですけれども補助をしております。これを各、大型の市だけの負担ではなくて、これを国に求めて、そして地域を活性させる。これが国に求める最大の要望ではないかと思っておりますので、是非皆さん賛同していただいて、国の方に意見書を提出していただけないでしょうかと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） 私は反対の立場で討論いたします。

確かに今言われましたように、中小企業等々の支援をね、これを充実して最低賃金を

アップする、そういう考えも分かります。ただ、あまりにもその1,500円という額がですね、非常にまあ1.5倍ですよ、今からすれば。それを支援していただけるような国の制度、私はそうそう考えられない、そういう思いがございます。私も経営者の一人としてですね、まあ文言はこう書いておりますけれども、額のこの大幅なアップを考えれば、正に支援策以上に経営成り立たない、このように捉えるところから、この陳情には反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより陳情第1号を採決します。この採決は起立で行います。陳情第1号、「最低賃金」の改正と中小企業・小規模事業所支援の拡充を国に求める意見書」の採択を求める陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立少数です。したがって、陳情第1号は不採択とすることに決定されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

次回本会議は、3月10日午前10時より開会し、一般質問を行います。

これにて散会いたします。お疲れ様でございました。

午後 2時07分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 皆川鉄也

同署名議員 4番 芦崎達美

同署名議員 6番 菊地 薫

同署名議員 7番 腰山良悦